

【ファームステイ受け入れの心構え】

- ・ 安全対策マニュアル
- ・ 衛生対策マニュアル
- ・ 緊急時対応マニュアル

登米市グリーン・ツーリズム推進協議会

受け入れの心構え（注意事項）

1 普段どおり、ありのままに受け入れる

- (1) お客様にしてしまうとお互いが疲れてしまいます。普段どおりの生活を体験させて下さい。
- (2) 近所の受入農林家と共同作業をさせても結構です。
また、他の農林家にお願いして見学や作業体験をさせても構いません。
- (3) 生徒たちにとっては初めての農林家体験です。不安を取り除くように積極的に話しかけてやってください。
高齢の方などの話は、方言で意味が通じにくいかもしれませんが、高齢者との会話や一緒に生活も経験となります。
- (4) お風呂の使用時間など「何分ぐらいで代わってね」と話さないと、自宅にいる感覚で長時間使う生徒もいるようです。遠慮しないで注意を促してください。

2 食事もあり気を使わずに

- (1) 食事は、初日の夕方から最終日の朝食までとなります（学校により異なります）。
- (2) 食中毒予防などの衛生管理には特に注意してください。（別紙「衛生管理マニュアル」参照）
- (3) 食事の準備や後片付け等は、生徒と一緒に行って下さい。
- (4) 食事は普段のようにお願いします。お客様用の特別メニューにする必要はありません。
いつもと同じものをお願いします。
- (5) アレルギーなどにより、食べられない食品がある生徒がいる場合、事前にお知らせしますので、対応をお願いいたします。
また、受入時に直接生徒にもアレルギーの有無や状態を確認してください。

3 禁止事項について

- (1) 夜更かしは禁物です。声がけをお願いします。
- (2) 当然のことですが、禁酒・禁煙です。

4 安全対策について

- (1) 別紙「安全対策マニュアル」に従ってください。
- (2) 農機具や家畜への注意を指導してください。
- (3) 病気や怪我などについては、適切な処置をお願いします。
- (4) 火気の使用、取り扱いについては、十分に注意して行ってください。

5 緊急時の対応について

- (1) 別紙「緊急時対応マニュアル」に従ってください。
- (2) 生徒が動揺するので、慌てず落ち着いて行動してください。

6 費用について

- (1) 体験料として「原則 生徒1人当たり 1泊2日で11,000円（内事務手数料2,000円）」
- (2) 受入負担金として、生徒受入れ1回当たり1,000円をいただきます。
- (3) 体験料は、受入農林家の口座に振り込みますので、口座振込依頼書の提出をお願いします（前回まで受入れした方で変更がない場合は、提出不要です）。

安全対策マニュアル

ファームステイ農林業体験学習（以下「体験学習」）にあたり、下記のとおり安全対策を確立する。

【基本事項】

登米市グリーン・ツーリズム推進協議会とファームステイ体験を実施する学校で連絡体制を確立する。

ファームステイの実施にあたり、引率する先生の宿泊所に学校現地本部（以下「本部」）を設置する。

1 火災・天災（別紙「緊急時対応マニュアル」確認）

- （１）農林家は、火災、地震等に罹災した場合は、本部に通報する。
- （２）本部は、生徒の安全を確認し、以後の方針を決定する。
 - ①火 災 宿泊所の確保、交通手段の確保、生徒の移送
 - ②地 震 緊急避難場所までの交通手段の確保、点呼、宿泊所の確保
 - ③その他 火災、地震に準じる
- （３）連絡通報できない災害時には、各農林家の指示により避難場所に避難する。

2 病気・負傷・事故（別紙「緊急時対応マニュアル」確認）

- （１）病気や負傷、事故等が生じた場合は、本部にその旨連絡する。
- （２）本部は、内容を確認し対処法を検討、判断する。
（農林家での安静、病気での治療、教員の派遣、本部での静養等）
- （３）本部は農林家に連絡する。

3 家具・農具などの破損

- （１）体験中に家具や農具などを破損した場合は、農林家は、本部に連絡する。
- （２）本部は、対処法を検討判断する。
（破損状況の確認、必要に応じて保険により修理又は補修などについて検討）

4 連絡先

学校現地 本部	（本部所在地）	（本部所在地住所）	（連絡先）
事務局	一般社団法人登米 市観光物産協会	登米市登米町寺池目子待井 381-1	0220-52-4648

衛生対策マニュアル

ファームステイ農林業体験学習（以下「体験学習」）にあたり、下記のとおり衛生対策を実施する。

【事務局の対応】

1 衛生対策への注意喚起

- （１）ファームステイ受入農林家（以下「受入農林家」）に対し、食中毒の防止や食品の衛生、宿泊に伴う衛生対策について注意喚起を行う。

2 アレルギーに対する取り組み

- （１）学校よりアレルギー情報を入手し、ファームステイ受入前に受入農林家へ知らせる。
また、受入農林家より依頼があった場合、アレルギーの状態について詳細に確認し、報告する。
- （２）受入農林家において、食事などアレルギー対応について不安がある場合、関係機関を紹介するなど、必要に応じた支援を行う。

【受入農林家の対応】

1 食品衛生（別紙「緊急時対応マニュアル」確認）

- （１）調理従事者の心得
 - ①手に傷のある人、下痢、発熱など健康状態の良くない人には、調理に従事しないようにする。
 - ②調理の前やトイレの後など、作業区分ごとに手の洗浄・消毒を十分に行う。
- （２）調理室の衛生
 - ①調理室内やその周囲はきれいに清掃し、整理整頓を心がける。
 - ②ねずみ、ゴキブリ、ハエなどの侵入を防止し、調理室内にペットを入れることは避ける。
 - ③冷蔵庫内は清潔にし、常に適正温度で食品を保存する。
- （３）食品や食器具の取扱い
 - ①食品や食器具の洗浄・消毒は十分に行い、保管も衛生保持に努める。
 - ②原材料は、鮮度、衛生状態、品質、表示などを点検し、安全で適正なものであることを確認してから購入する。
 - ③まな板、包丁の衛生管理（洗浄、消毒、乾燥）には特に注意し、「魚」「肉」「野菜」毎に使い分ける。
 - ④ふきんは、消毒済みの清潔な物を使用し、用途別に使い分ける。
- （４）冷凍食品の取扱い
 - ①冷凍庫の温度管理を徹底する。
 - ②解凍は、冷蔵庫内かビニールの袋に入れ流水で衛生的に行う。
 - ③解凍後は、できるだけ早く調理し、使い残さないようにする。

2 宿泊衛生

(1) 寝具の取扱い

シーツや布団等の寝具については、日光にさらすなど、消毒をした清潔なものを使用する。

(2) 風呂の取扱い

風呂等の入浴施設については、浴槽の湯を常に清潔に保つなど衛生に努める。

(3) 宿泊する部屋の取り扱い

宿泊する部屋については、清掃を行うなど清潔に保つよう努める。

(4) 給水施設

水道水その他飲用に使用する水は、衛生的で十分な量を供給する。

なお、水道水以外の水を飲用に使用する場合は、消毒や煮沸をする。

(5) 事故等の対応措置

宿泊時の傷害、事故等の発生に備え救急薬品及び衛生材料を適切に備えておく。

(6) その他

洗面所及びトイレ手洗い所の手拭、タオルは清潔なものを備えておく。

3 アレルギー対応（別紙「緊急時対応マニュアル」確認）

(1) 食物アレルギーへの対応

①加工食品や調味料などは原材料表示を確認する。

②鍋や煮物などで食べられない食品と一緒に調理しない。

③状況によっては調理器具を別にするなど、適宜判断のこと。

(2) 動物アレルギーへの対応

①動物の毛やフケなどに反応することから、掃除と換気を心がける。

②触った後は、手洗いやうがいをさせる。

③ペットが入れる部屋を限定する。特に生徒の寝室にはペットを入れない。

(3) その他のアレルギーへの対応

①花粉：生徒が使う寝具は外に干さない。生徒の服などを洗濯した場合も同様。

②ハウスダスト：掃除を心がける。

緊急対応マニュアル

■ 火災・天災

1	受入農林家は、火災、地震等に罹災した場合、学校現地本部（以下「本部」）に連絡する。
2	本部は、生徒の安全を確認し、以後の方針を決定する。 ①火 災 宿泊所の確保、交通手段の確保、生徒の移送 ②地 震 緊急避難場所までの交通手段の確保、点呼、宿泊所の確保 ③その他 火災、地震に準じる 受入農林家は、本部の決定に従う。
3	受入農林家は、連絡することが困難な災害時には、近隣の避難場所に避難し、その後、本部に連絡する。
4	本部は、登米市グリーン・ツーリズム推進協議会事務局（以下「事務局」）に報告する。

■ 病気・負傷・事故

1	受入農林家は、生徒に病気や負傷、事故等が生じた場合、本部に連絡する。 ※軽微な場合（切り傷や擦り傷など）は、農林家で治療し、本部に連絡する。 ※緊急を要する場合は、農林家の判断により医療機関を受診させるなどし、本部に連絡する。
2	本部は、対処法を検討、判断し、受入農林家に連絡する。 （受入農林家での安静、病院での治療、教員の派遣、本部での静養等） 受入農林家は、本部の指示に従う。
3	本部は、必要に応じて事務局に報告する。

■ 食中毒

1	受入農林家は、生徒に下痢、嘔吐などの食中毒症状が見られる（疑いも含む）場合、本部に連絡する。 ※緊急を要する場合は、農林家の判断により医療機関を受診させるなどし、本部に連絡する。
2	本部は、生徒の状態により、対処法を検討、判断し、受入農林家に連絡する。 （受入農林家での安静、病院での治療、教員の派遣、本部での静養等） 受入農林家は、本部の指示に従う。
3	本部は、事務局に報告する。
4	事務局は、必要に応じて登米保健所に報告する。

■ アレルギー

1	受入農林家は、生徒に発疹や呼吸器及び消化器系などのアレルギー症状が見られる（疑いも含む）場合、本部に連絡する。 ※緊急を要する場合は、農林家の判断により医療機関を受診させるなどし、本部に連絡する。
2	本部は、生徒の状態により、対処法を検討、判断し、受入農林家に連絡する。 （受入農林家での安静、病院での治療、教員の派遣、本部での静養等） 受入農林家は、本部の指示に従う。
3	本部は、事務局に報告する。

【主な連絡先】

◎登米市消防本部	0220-22-0119	・火災等発生時など
◎登米市民病院	0220-22-5511	・病気、けがなどの救急診療
◎佐沼警察署	0220-22-2121	・事件、事故など
◎登米警察署	0220-52-2121	・事件、事故など
◎登米保健所	0220-22-7514	・食中毒、アレルギーについての質問

～ ファームステイ賠償責任保険 ～

登米市グリーン・ツーリズム推進協議会では、万が一に備えて「ファームステイ賠償責任保険」に加入しています。

この保険は、体験学習・民泊の実施にともない、受入農林家が体験指導中の不注意により体験学習・民泊する学生・教職員等にケガをさせたり、持ち物に損害を与えてしまったりした場合の法律上の損害賠償責任を補償するものです。

例えば、

- ・受入民家の火災により参加者が死傷した。
- ・配膳中に皿を落とし、参加者の衣服を汚した。
- ・体験学習中の指導上のミスにより参加者がケガをした
- ・提供した食事により食中毒が発生、あるいはアレルギー症状が発症した。
- ・受入民家の火災により参加者が負傷し、親族の現地訪問費用が発生した。

などの際、受入農林家が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金支払いの対象となります。

登米市グリーン・ツーリズム推進協議会事務局 0220-52-4648